

令和 8 年 度

東京都予算編成に 対する要望事項

東京都市長会総務・文教部会

目 次

重点要望事項

1 多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための 施策の推進	1
2 地方創生・地方分権の推進に向けた都の支援	2
3 市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化	3
4 学校給食費の全国一律での保護者負担軽減に向けた国への 働きかけと都制度の継続	4
5 自然災害に対する防災体制の確立	5
6 防災事業の充実と財政措置等の確立	7
7 自治体D X推進等のための支援の強化	8
8 安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実 ...	10
9 公共施設等管理における支援措置の充実	11
10 公立学校における教育環境の整備	12
11 特別支援教育推進に向けた支援	13
12 原油価格・物価高騰等に対する支援の充実	14
13 多摩地域観光地域づくりに対する支援の充実	15
14 公立病院に対する補助制度の充実	16

一般要望事項

1 私立幼稚園等に対する支援の充実	17
2 交通安全教室等の推進・拡充	19
3 消防力の充実強化	20
4 企業誘致制度の更なる充実	21

要望先局別一覧

重点要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
総務局	1	多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための施策の推進		1	
	2	地方創生・地方分権の推進に向けた都の支援		2	○
	3	市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化		3	
	4	学校給食費の全国一律での保護者負担軽減に向けた国への働きかけと都制度の継続		4	○
	5	自然災害に対する防災体制の確立	建設	5	○
	6	防災事業の充実と財政措置等の確立		7	○
	9	公共施設等管理における支援措置の充実		11	○
	12	原油価格・物価高騰等に対する支援の充実	建設 環境	14	○
	13	多摩地域観光地域づくりに対する支援の充実	建設	15	○
	14	公立病院に対する補助制度の充実	厚生	16	○
財務局	2	地方創生・地方分権の推進に向けた都の支援		2	○
	9	公共施設等管理における支援措置の充実		11	○
	12	原油価格・物価高騰等に対する支援の充実	建設 環境	14	○
デジタルサ ービス局	7	自治体DX推進等のための支援の強化		8	
主税局	2	地方創生・地方分権の推進に向けた都の支援		2	○
生活文化局	8	安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	厚生	10	○
都民安全総合 対策本部	8	安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	厚生	10	○
教育庁	4	学校給食費の全国一律での保護者負担軽減に向けた国への働きかけと都制度の継続		4	○
	5	自然災害に対する防災体制の確立	建設	5	○
	6	防災事業の充実と財政措置等の確立		7	○
	10	公立学校における教育環境の整備		12	
	11	特別支援教育推進に向けた支援	厚生	13	○
警視庁	8	安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	厚生	10	○

要望先局別一覧

一般要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
総務局	3	消防力の充実強化		20	○
主税局	3	消防力の充実強化		20	○
	4	企業誘致制度の更なる充実	建設 環境	21	○
生活文化局	1	私立幼稚園等に対する支援の充実	厚生	17	○
都民安全総合 対策本部	2	交通安全教室等の推進・拡充		19	○
東京消防庁	3	消防力の充実強化		20	○
教育庁	2	交通安全教室等の推進・拡充		19	○
警視庁	2	交通安全教室等の推進・拡充		19	○

重 点 要 望

1 多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための施策の推進

要望先 総務局

多摩地域の振興に当たっては、自然と共生し、地域特性を生かしながら、多摩を活力と魅力に満ちた自立都市圏として形成していくことが重要である。

個性・活力・魅力ある自立都市圏の形成を目指し、積極的な施策の推進を図るため、以下の方策を講じること。

(1) 多摩の振興の推進

「多摩振興アクションプラン」に掲げる施策の推進に向け、市町村と緊密に連携して取組を進めること。地域特性を活かした取組に対して、各市町村の状況を踏まえた適切な財政支援を行うこと。人的支援や技術的支援を計画的に行い、多摩地域の振興を進めること。

(2) 広域連携の推進

今後、更なる人口減少が見込まれる多摩地域において、多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進に向けた取組及び都市基盤整備をはじめとした地域経済圏の確立等が求められている。これら市町村の共通課題に対して財政・人材・技術支援のほか、市町村の連携体制構築に当たっては、広域自治体である都においても積極的な参画を図ること。

2 地方創生・地方分権の推進に向けた都の支援

要望先 総務局、財務局、主税局

現在直面している、人口急減・超高齢化という大きな問題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会の創生に取り組むとともに、真の地方分権改革の実現に向け、各市町村が地域の活力の維持・向上を図りつつ、国と地方の役割分担を明確にし、必要なサービスを確実に提供できるよう、以下の方策を講じること。

(1) 真の地方分権改革の実現

国と地方の役割分担の明確化を図るとともに、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分として、当面、税源移譲による国と地方の税財源配分「5：5」の実現を図り、地方の財政自主権を拡充するよう、引き続き、国へ働きかけること。

(2) 財源確保に関する都から国への働きかけ

地方交付税について、財政需要を的確に地方財政計画に反映させたいと、必要な総額を確保するとともに、地方法人課税の偏在是正措置の廃止や、交付税制度の抜本的な見直しにより財源調整と財源保障が果たされるよう、引き続き、国へ働きかけること。

(3) ふるさと納税制度の抜本的な見直し

受益と負担という地方税の原則及び返礼品競争により寄付本来の趣旨を逸脱しているふるさと納税制度の廃止に向けて具体的に国へ働きかけること。当面の緊急対応として、「ワンストップ特例制度」の廃止も含めた見直しを求めるとともに、見直しが行われるまでの間は、現制度に伴う住民税控除による税収の減少について、地方交付税ではなく地方特例交付金等により全ての自治体に減収補てんがなされるよう、引き続き、国へ働きかけること。

3 市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化

要望先 総務局

行政水準の向上や、公共施設の更新等への対応のほか、喫緊の課題である物価高騰、激甚化する災害への対策や、ゼロエミッション、DX、子ども・子育て政策の推進等に対する市町村の財政負担に対応するため、市町村総合交付金等の財政補完制度について予算を増額する等、積極的な措置を講じること。

(1) 市町村総合交付金による財政補完の充実強化

市町村総合交付金について、市町村が直面している多様化した行政ニーズへ柔軟に対応するため、更なる拡充を図ること。

(2) 区市町村振興基金の貸付額の確保及び特別利率貸付の対象事業拡充

公共施設等の更新時期を迎え、複合化や建替事業などに要する経費など投資的経費の増加が見込まれることから、実情を考慮した貸付額を確保すること。

また、区市町村振興基金特別利率貸付について、公共施設等の複合化・建替事業や、都が推進するゼロエミッションや緑の保全・創出に向けた取組、保育所施設整備及び公立病院に係る医療機器の更新を追加するなど、対象拡大を図ること。

4 学校給食費の全国一律での保護者負担軽減に向けた国への働きかけと都制度の継続

要望先 総務局、教育庁

学校給食費については、令和6年度より東京都公立学校給食費負担軽減事業及び都による支援が行われているが、各市独自の財源による実施は困難であることから、今後も都による支援を継続するとともに、全国共通の課題であることを踏まえ、居住している地域によって、教育費負担に著しい差が生じることのないよう、次の方策を講じること。

(1) 学校給食費の全国一律での保護者負担軽減に向けた国への働きかけと都制度の継続

学校給食費については、子どもの健やかな成長を社会全体で支援していく必要から、早急に学校給食法を改正し、全国一律のいわゆる給食無償化を実現するために、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、市の負担が生じないよう必要な財源措置を早期に国へ働きかけること。また、都においては国の動向を踏まえて、市の負担割合が増加する場合はその差額分を補う等、各市がこの事業を持続していくことができるように財政支援を継続すること。

5 自然災害に対する防災体制の確立

要望先 総務局、建設局、教育庁

東日本大震災や熊本地震、令和元年台風、令和6年能登半島地震での被害状況等を基に、地震など大規模な災害時や風水害、雪害等突発的な災害時に対応できる行政区域を越えた広域的な災害協力体制を早期構築すること。

(1) 都有施設の避難所としての活用

避難所の確保については、都立学校との間で協定を締結しているところではあるが、協力体制が不十分であるため、都の役割を明確にしたうえで、柔軟に協議に応じるよう、施設管理者へ更なる周知徹底を行うなど積極的に協力すること。特に、土砂災害警戒区域に居住する住民の避難所の確保については、早期に支援を図ること。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業への支援強化

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策事業は、受益者の負担割合が大きく、市町村や土地所有者による実施が困難な場合もあることから、当該事業の対象となる要件を緩和し、より多くの地域で対策事業を実施できるよう、都から国に対し、当該法律の改正を要望すること。

(3) 防災行政無線の整備の助成

土砂災害危険警戒区域等の住民へ避難情報を迅速かつ正確に伝えるためには、戸別受信機の導入が有効である。戸別受信機のみを整備する場合も防災基盤整備事業の対象となるよう、国に対し更なる財政支援を働きかけること。また、都において土砂災害警戒区域等の危険区域も対象とする戸別受信機の導入に係る補助制度を創設すること。

(4) 立川広域防災基地へのアクセス性の向上等

立川広域防災基地は、都の重要な防災拠点であるが、アクセスが悪いため、多摩川対岸の中央自動車道、国道16号線、20号線バイパス、甲州街道及び五日市街道へ通じる路線について整備を加速し、アクセス性を向上させること。

(5) M C A無線機代替機器の導入に向けた取組

市内関係施設や関係機関との情報伝達手段として活用しているM C A無線機は、令和11年5月末でサービス終了となるため、更に優れた代替手段の導入に向け、市町村と連携して調査研究及び情報提供を行うとともに、新たな代替手段の共同調達なども検討すること。

6 防災事業の充実と財政措置等の確立

要望先 総務局、教育庁

平成 28 年 4 月の熊本地震、令和 6 年能登半島地震など、全国各地で大規模な地震が頻発するなか、令和 4 年 5 月には首都直下地震等による東京の被害想定が見直され、防災事業の重要性が高まっている。このため、防災事業の充実及び積極的な措置を講じること。

(1) 防災施設の充実

災害対策用ヘリポートについて、都立高校の利用を含め、引き続き整備を促進すること。

(2) 被災者生活再建システム運用に係る財政支援

災害発生後の被災者の生活再建支援を迅速かつ円滑に行うため、市町村で導入している東京都被災者生活再建支援システムの運用に係る費用に対して都独自で委託料に対する補助制度を創設すること。

7 自治体DX推進等のための支援の強化

要望先 デジタルサービス局

市民の利便性向上や基礎自治体の業務効率化を図るために、国や都の計画に合わせて進めている行政のデジタル化の取組について、市町村が主体的に事業を実施できるよう、国への働きかけを行うとともに、「一般財団法人GovTech東京」（以下、「GovTech東京」という。）を最大限に活用しながら以下の方策を講じること。

（１）標準準拠システムの導入及びガバメントクラウド移行のための財政支援

標準準拠システムの導入及びガバメントクラウドへの移行に際しては、令和８年度以降の移行とならざるを得ない特定移行支援システムについても、市町村の負担が生じることのないよう、費用を全額国負担とすることを強く国へ働きかけること。

（２）標準準拠システム導入後の運用経費のための財政支援

標準準拠システム導入による運用経費について導入後の経費を試算すると、多くの自治体において増加する見込みである。

令和７年５月に、総務大臣及びデジタル大臣に対し、共同要請を行っているところであるが、システム運用経費の削減目標が達成できない場合は、地方交付税の交付されていない市町村を含め、全ての自治体に対し、国の責任において適切な財政支援を行うよう、引き続き強く国へ働きかけること。

（３）自治体DX推進のための支援

自治体DX推進計画に記載された施策を確実に実施するため、市町村の計画的な取組を支援するだけでなく、法令の規制、具体的な工程や整備手法の提示及び財政支援を行うとともに、早期に後継計画の策定等に関する情報提供を行うよう国へ働きかけること。

（４）GovTech東京を活用した支援

GovTech東京の人材派遣事業やデジタルサービスの共同調達事業等を通じて、市町村の業務効率化や現場の課題解決、デジタル人材の育成が着実に前進するよう、引き続き、市町村と連携調整しながら事業展開を行うこと。

（５）東京都公式アプリとの連携

東京都公式アプリについては、都民の利便性の向上を目指すため、段階的な機能拡充と発展が予定されているが、今後、市町村との連携を進めるに当たっては、十分な事前調整を行うとともに、新たな財政負担等が生じないように取り組むこと。

8 安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実

要望先 生活文化局、都民安全総合対策本部、福祉局、警視庁

市町村においては、児童・生徒や女性・高齢者を狙った事件や闇バイトを実行役とする強盗事件等の発生の状況を受けて、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、犯罪防止施策や市民の防犯活動が活発化している。これらの施策や市民活動に対し、以下の方策を講じること。

(1) 警察による治安対策の強化

近年、多摩地域においても凶悪犯罪が発生しており、住民生活が脅かされていることから、治安状況が悪化しないよう、交番等の設置をはじめとする適切な対応を図ること。

(2) 地域の防犯力向上に向けた支援の充実

地域における防犯力の維持向上に向けた支援の充実を図るため、小学校通学路等に設置している防犯カメラを対象とした地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助金について、維持管理や更新に係る撤去費用を含めた対象の拡充を行うこと。

東京都防犯機器等購入緊急補助事業について、防犯機器等の購入及び設置に係る経費に対する都補助限度額を維持するとともに、補助対象等を拡充すること。

(3) 特殊詐欺への対策強化

近年の特殊詐欺の手口の多様化や被害額の増加に鑑み、防犯機器の普及やバスへのラッピング、ステッカー等による啓発など、都や警視庁に協力を求められている被害防止に向けた市町村の取組を支援するために、補助制度を創設すること。

(4) DV対策の市町村への支援の充実

複雑化している相談業務に対応する市町村への技術的・財政的支援を行うこと。再発防止に向けた「加害者プログラム」の実施が適切かつ効果的に推進されるよう、必要な法制度などを整えることを国へ一層働きかけること。短期宿泊支援、生活支援及び自立支援に関しては、都が実施する事業の受入枠の拡大や広域対応を行うとともに、市町村が広域的な対応を実施する場合の財政支援に取り組むこと。

9 公共施設等管理における支援措置の充実

要望先 総務局、財務局

人口が急増した 1960 年代から 1970 年代までにかけて整備した公共施設等の老朽化が進んでおり、一斉に建替えの時期が迫るなか、公共施設等の適正管理の推進は都内自治体にとって喫緊の課題となっている。厳しい財政状況が続く地方公共団体において、将来を見据えた公共施設等の集約化・複合化の推進に係る財源確保が必要不可欠となることから、以下の方策を講じること。

(1) 公共施設等適正管理推進事業債の延伸

令和 4 年度から 8 年度までが事業期間となっているところであるが、公共施設等の集約化・複合化、長寿命化等の事業は、今後、継続的な実施が見込まれることを踏まえ、公共施設等適正管理推進事業債を恒久制度化するよう、国へ働きかけること。

10 公立学校における教育環境の整備

要望先 教育庁

児童・生徒の学習環境の場であると共に、大規模災害時における地域住民の避難場所となる公立学校において、老朽化や設備不足等の時代に即した改修・整備が喫緊の課題であるにもかかわらず、昨今の物価高騰のなか、その財源確保に苦慮していることから、国への働きかけや財政措置等、都においても積極的な支援策を講じること。

（１）学校施設環境改善への補助の拡充

児童・生徒の安全かつ安心な教育環境の確保を目的として、学校施設の新増築・改築・改修事業を計画的に推進するため、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の当初予算を十分確保するとともに、国庫補助対象面積や対象事業の拡大、算定割合の引上げ及び労務費、物価高騰や地域の実情に即した補助単価への見直し、また、脱炭素化、バリアフリー化、空調機器の更新など、社会環境の変化への対応が迅速に行えるように財政支援の拡充を図るよう国へ働きかけること。この実現までの間は、学校施設の防災機能強化も踏まえて、都において、補助制度を創設するなどの財政支援を行うこと。

（２）少人数指導の充実及び 35 人学級編制に対応した環境整備

都は、少人数指導の充実に向けた教職員の配置を図ることを前提に、国に対して、35人学級編制に対応するための増築や仮設校舎建設など施設面に対する補助制度の拡充、増築等に伴う I C T 設備（通信環境や投影設備等）の整備など設備面に対する補助制度の創設を要望すること。また、この実現までの間は、都において、施設面及び設備面に対する補助制度を創設するなどの財政支援を行うこと。

（３）G I G A スクール構想の推進を含む I C T 環境の充実に向けた支援

国は、学校教育情報化推進計画において、G I G A スクール構想の実現と教員の働き方改革の推進のための I C T 環境の充実を掲げている。端末の更新のみならず、通信や保守管理、I C T 機器の整備、教職員の勤怠システムの導入などの校務 D X に係る費用も含め地域格差が生じないよう、地方交付税ではなく、国の責任による恒常的な補助制度を講じることが国へ働きかけること。

11 特別支援教育推進に向けた支援

要望先 子供政策連携室、教育庁

都では特別支援学級や通級での指導を受けている児童生徒が過去5年間で2割以上増加するなど、特別支援教育のニーズがなお高まっている。特別支援教育をより一層充実させるためには、巡回指導に当たる教員等の配置、学校施設の改修等が必要となるが、地方財政措置以外の財政支援がなく、市町村の単独予算の負担は増大している。このため、次の方策を講じること。

(1) 専門家等配置に係る補助制度の拡充

市が発達障害、臨床心理等の専門家及び巡回指導等に当たる専門職員を雇用するための費用について、財政支援を図ること。また、令和3年度に開始した「発達障害教育支援員配置促進事業」について学校規模による補助要件や同時期配置による制限など、更なる要件の緩和を図ること。

(2) インクルーシブ教育システムの推進

「インクルーシブ教育システム推進事業」について、専門家等配置に係る補助制度を地方交付税によらない財政措置とするなどの拡充を行うよう国へ働きかけるとともに、都は「インクルーシブ教育支援員」配置に関する補助に留まらず、支援員確保に係る対策を講じること。

(3) 特別支援学級の介助員等の配置への財政措置

特別支援学級に在籍する児童生徒が過去5年間で2割以上増加している。特別支援学級の介助員等の配置に係る費用については、地方交付税により措置されているが、特別支援教育については、不交付団体も含めた全ての地方公共団体において対応が必要となることから、地方交付税ではなく、国庫補助による財政措置を講じるよう、国へ働きかけること。

(4) 特別支援教室への財政支援

特別支援教室に必要な教員の配置、教室の整備及び備品等の購入費用について、小集団指導や児童・生徒の入れ替わりなどに対応するための備品購入も含めた継続的な財政支援を図ること。

12 原油価格・物価高騰等に対する支援の充実

要望先 総務局、財務局、環境局、産業労働局

長期化する物価高騰の影響が事業者の経営を圧迫している。地域経済活動の活性化、事業活動の継続に対し、必要に応じた支援策を速やかに実施できるよう、財政的な支援を図ること。

（１）原油価格・物価高騰等に対する財政支援の強化

地方創生臨時交付金等の各種対策に必要な財政措置を速やかに講じるよう国へ働きかけるとともに、都においても各種補助金の弾力的な運用や増額等、必要が生じた場合にその都度支援を行うこと。また、L P ガス利用者への支援等において、広域的かつ市町村間で差異のない対応が必要であることから、都による支援を引き続き行うこと。

（２）地域経済活動の活性化

地域経済の活性化を図るため、令和５年度及び６年度に都が主体となって実施した、都内全域を対象にした二次元バーコード決済に係るキャンペーンのように、これまで都主体で実施した事業について多摩地域への効果検証等を行い、多摩地域の消費喚起を促す効果的な事業を検討し、適時適切に行うこと。

（３）事業継続に対する支援の強化

国の補助金をはじめ、事業継続に対する各種支援は、手続の煩雑さに加え、商工会等が窓口であることから、商工会等の非会員の小規模事業者は活用しづらい状況にある。都は、相談窓口を設けるなどの支援をしているが、事業者に対する周知の強化に加え、より活用しやすい都独自の補助の仕組みを構築するなど、事業者ニーズにあった支援を行い、事業継続支援を強化すること。

13 多摩地域観光地域づくりに対する支援の充実

要望先 総務局、産業労働局

国内外からの旅行者が堅調に増えていることに対し、多摩地域 30 市町村が相互に連携を図るなかで、魅力発信や観光地域づくりを推進し地域に根ざした取組を持続できるよう、財政面を始めとする多面的な支援を講じること。

(1) 観光推進組織による広域ネットワーク体制の推進と情報交換の支援の充実

多摩地域における観光産業振興のため、(公財)東京観光財団、多摩観光推進協議会を活用し、マイクロツーリズム等に対応した取組を市町村と連携しながら、都が主体的に進めていくこと。また、観光施策や補助事業に関する情報の積極的な提供に加えて、都と市町村の情報交換を一層促進すること。

(2) 補助制度の拡充

インバウンド観光を含めた観光事業を更に活性化させるため、補助事業に関する周知を強化するとともに、アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業など各市町村から活用要望の多い補助制度については、要件の緩和と併せて、予算を拡充すること。

(3) 多摩地域の認知度向上と誘客強化の継続

市町村や観光協会等が実施する外国人訪日観光客を中心とした誘客に関する広告・キャンペーン事業に対し支援を行うこと。

(4) 観光振興に活用可能なデータの提供及びデータ活用支援の充実

市町村が観光施策の立案や事業検証を行えるよう、消費動向調査を各市町村 1 地点以上必ず設定しデータ提供を行うなど、市町村ごとの詳細なデータを収集・分析のうえ提供すること。併せて、令和 5 年度から開始した D X による観光データ活用等支援事業については、希望する自治体が支援を受けられるよう対象を拡大するとともに、継続して事業を実施すること。

14 公立病院に対する補助制度の充実

要望先 総務局、保健医療局

多摩地域における公立病院は、二次医療を担う中核医療の役割を果たしており、地域医療の維持・充実においては相応の財政的負担が伴っている。有事の際における対応も含め、今後も持続可能な病院運営を行うために、病院間の役割分担の明確化・最適化をし、医師・看護師等の確保などの取組を進めていく必要性があることから、適切な地域医療提供体制を確保するため、以下の方策を講じること。

(1) 公立病院運営事業補助制度の充実

公立病院の地域での役割を踏まえ、人件費の増加や物価高騰による経営状況を適切に反映できるよう、市町村その他の関係機関等と検討を行い、病床基礎額の増額、地域の状況に応じた対策及び経営評価指数の適用緩和等、公立病院の運営費に対する補助制度の大幅な充実を図ること。

(2) 物価高騰等に対する財政支援等の実施

公立病院の安定した経営状況を維持するため、東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金を継続及び増額をするとともに、物価高騰で更新ができなくなっている医療機器の更新費についても支援対象に含める等、範囲を拡充すること。また、企業の賃金上昇に伴い増加する委託費負担を軽減する補助制度を創設するとともに、国に対し診療報酬に反映するよう働きかけること。

(3) 経営改善推進事業の要件緩和

令和7年度の地方財政対策として、国において病院事業債に経営改善推進事業が創設されたが、破産寸前の状況でなければ借入れができない要件になっており、病院経営の早期立て直しが困難であるため、貸付対象等要件の緩和を国に対し要望をすること。

一 般 要 望

1 私立幼稚園等に対する支援の充実

要望先 子供政策連携室、生活文化局

地域社会全体で待機児童対策を進めるうえで、保育を必要とする児童の受皿としての機能を有し、長時間預かりをはじめとした各種保育施策にも対応できるよう、職員配置の見直しや職員研修体制確保が必要であるが、子ども・子育て支援制度への移行をしない幼稚園が多いこと、人材確保が十分でないことなど、様々な問題を抱えていることから、次の方策を講じること。

(1) 幼稚園に対する補助の拡充

施設型給付対象園に移行せず長時間の預かりを実施する幼稚園が3歳未満の児童を受け入れる際は、認定こども園の公定価格における同一の定員区分、年齢区分に相当する補助金を交付するよう国へ働きかけること。また、子どもの感染症や安全対策及び物価高騰対策に関する事業については、保育、教育施設に差をつけることなく、都において独自の補助を創設すること。

(2) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の拡充

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助について、都の制度変更へ対応するためのシステム改修費・事務費が現行の事務費補助では不足することから、補助額の拡充を図ること。また、子どもの数によらない負担軽減を行うため、補助単価の多子区分の撤廃及び第1子及び第2子への補助の拡充を図ること。

さらに、入園料を全額補助対象にするなど、保護者負担の更なる軽減を図ること。加えて、幼稚園類似の幼児施設について令和8年度以降も継続して適用対象とすること。

(3) マネジメント研修に係る費用の補助

幼稚園教諭が、処遇改善等加算ⅡのA（中核リーダー）に該当するための要件である「研修受講要件に該当する研修」には、「都道府県又は市町村が実施する研修」が含まれている。多摩地域の幼稚園に勤務する教諭が、要件を満たすことができるように、都が研修を開催すること。若しくは、私立幼稚園協会等が開催する研修に係る費用について都が直接補助を実施すること。

（４）長期休業中の一時預かりの無償化補助の拡充

私立幼稚園について、保育を必要とする児童の受皿とするため、長期休業中の一時預かり制度の無償化補助金の積算方法を見直すとともに、補助上限額 11,300 円を実態に即した額に引き上げることが国へ働きかけること。また、国が対応するまでの間は、都において上乗せ補助制度を創設すること。

（５）私立幼稚園等における医療的ケア児対応への補助

私立幼稚園における医療的ケア児の受入れについて、医療的ケア児保育支援事業補助金と同等の水準での補助を実施するよう国へ働きかけること。また、国が対応するまでの間は、都において事業者負担を軽減するなど保育施設における受入れと同等の補助制度を構築し私立幼稚園に対して実施すること。

2 交通安全教室等の推進・拡充

要望先 都民安全総合対策本部、教育庁、警視庁

都内における事故を減少させるためには、市民一人ひとりの交通安全に対する意識を高めることが必要である。

については、以下の措置を講じること。

(1) 交通安全に資するイベント、補助事業等への支援制度の拡充等

令和5・6年度に実施した自転車利用者に対するヘルメット購入時の補助制度について、26市のヘルメット着用率は依然として低い水準にあることから、補助制度を再開すること。また、スクエアード・ストレイト方式による交通安全教室や著名人を招いた交通安全イベントの開催等の事業に対する補助制度の拡充又は包括的な財政支援制度の創設を図ること。

3 消防力の充実強化

要望先 総務局、主税局、東京消防庁

多摩地域は宅地開発や建築物の高層化に伴い、都市構造が大きく変化してきていることから、地域の状況変化に的確に対処できる消防力の強化が急務となっている。しかし、区部に比べると、消防力の配備は十分とはいえず、不足している消防力を補うため市町村では、消防団に依存しているのが実情であり、今後発生が懸念される大規模な自然災害等に備え、市町村の財政負担も考慮のうえ、防災・消防力の一層の充実強化を図ること。

(1) 消防団の消防車両に係る補助制度の新設

消防団における消防ポンプ自動車の整備や更新に係る経費負担については、地方交付税措置によらない支援を国へ要望するとともに、都において新たな補助制度等の財政措置を講じること。

(2) 消防団員を雇用する法人・個人事業主への支援

消防団が活動しやすい環境整備や消防団員の確保を促進するため、消防団活動に積極的に協力又は消防団員を雇用する法人・個人事業主に対して他県では既に実施されている報奨金の支給等の支援制度の創設や事業税の減税措置をすること。

4 企業誘致制度の更なる充実

要望先 主税局、環境局、産業労働局

東京の強みである産業集積を将来にわたって維持・確保していくため、様々な施策に取り組んでいるものの多摩地域では企業が転出していく状況が続いている。超高齢社会の到来により、歳入の根幹である個人市民税の減収が想定されるなか、税収の確保を図るためには、企業誘致を積極的に進めていく必要がある。

このため、以下の方策を講じること。

(1) 企業誘致制度の充実

都が各自治体の企業誘致に関する実情やニーズを把握したうえで、不動産取得税の減免や奨励金などの助成制度の創設、現行支援制度の継続及び要件緩和等の拡充、事業系用水確保に係る負担軽減策や誘致のためのPRなど、多摩地域への立地の魅力を高める企業誘致策に、市町村と連携して、主体的・積極的に取り組むこと。

